瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会会則

（名　称）

第１条　本会の名称は、瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目　的）

　第２条　協議会は、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、株式会社等の社会福祉事業を実施する法人が地域の多様な福祉課題及び生活課題に対応するために、「地域における公益的な取組」を積極的に推進し、地域共生社会の実現に寄与するとともに、会員相互の連携、協働を促進することを目的とする。

（会　員）

　第３条　協議会の会員は、第２条の目的に賛同する瀬戸内市内に事業所を置く社会福祉法人等とする。

（事　業）

　第４条　協議会は、第２条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 地域貢献活動の企画及び実施
2. 地域貢献活動における普及啓発及び情報発信
3. 地域ニーズの調査、研究
4. 会員相互の情報交換、研鑽及び交流
5. その他、協議会の目的を達成するために必要な事業の実施

（会　費）

　第５条　協議会の事業を実施するため、会員から会費を徴収することができる。

　２　会費の額は、総会において別に定める。

（入　会）

第６条　協議会への入会を希望する社会福祉法人等は、別に定める入会申込書（様式第１号）を会長へ提出し、役員会の承認を得るものとする。

（退　会）

　第７条　会員は、別に定める退会届（様式第２号）を会長に提出することにより、退会することが

できる。

（役　員）

　第８条　協議会に次の役員を置く。

1. 会　長　１名
2. 副会長　１名
3. 幹　事　若干名
4. 監　査　２名

２　会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

４　幹事は、協議会を運営する。

５　監査は、協議会の会計及び事業を監査する。

６　役員は会員の互選とする。

７　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（総　会）

第９条　総会は、年１回以上開催し、会長が招集する。

２　総会は、次に掲げる事項を決議する。

1. 役員の選任
2. 事業計画及び予算に関する事項
3. 事業報告及び決算に関する事項
4. 会則の改廃
5. その他、協議会の運営に関する重要な事項

３　総会の議事は会長が進行する。

４　総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状も有効とする。

５　総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

（役員会）

第１０条　役員会は、協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて開催し、会長が招集する。

２　役員会の議事は会長が進行する。

（部　会）

第１１条　協議会の事業の円滑な運営を図るため、部会を置く。

２　部会は、会員から推薦された者（以下「部会員」という）をもって構成する。

３　部会に部会長１名を置き、部会長は部会員の互選とする。

４　部会長の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により選任された部会長の任

期は、前任者の残任期間とする。

５　部会長は、会長と協議し必要に応じて部会を開催し、その議長となる。

６　部会長は、必要があると認められるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第１２条　協議会の事務局は、社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会に置く。

（会　計）

第１３条　協議会の会計は、事務局が担当する。

２　会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日までとする。

（個人情報の取り扱い）

第１４条　協議会の事業を実施するに当たっては、個人情報の適切な管理に十分に配慮したうえで、

関係者で情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た個人情報を漏らすことがないように、参加法人等は役職員に周知徹底を図ることとする。

（その他）

第１５条　この会則に定めのない必要な事項は、役員会において定める。

附則

この会則は、令和２年 ９月 ２９日から施行する。

様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会

入会申込書

瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会　会長　様

瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会の趣旨に賛同し、入会いたしたく申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ  法人名 |  | |
|  | |
| フリガナ  代表者職・氏名 |  | |
| 公 印 | |
| 法人住所 | 〒　　　－ | |
| 施設・事業所名 |  | |
| 施設・事業所  住所 | 〒　　　－ | |
| フリガナ  施設長名 |  | |
|  | |
| 施設・事業所  連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| E-mail |  |

［申込先］

事務局　　社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会

　　　　　〒７０１－４２４６

　　　　　瀬戸内市邑久町山田庄８６２－１

　　　　　電話番号　０８６９－２２－２９４０

様式第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会

退会届

瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会　会長　様

瀬戸内市社会福祉法人等地域貢献活動推進協議会を退会いたしたく、ここにお届けいたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ  法人名 |  | |
|  | |
| フリガナ  代表者職・氏名 |  | |
| 公 印 | |
| 法人住所 | 〒　　　－ | |
| 施設・事業所名 |  | |
| 施設・事業所  住所 | 〒　　　－ | |
| フリガナ  施設長名 |  | |
|  | |
| 施設・事業所  連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| E-mail |  |

［提出先］

事務局　　社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会

　　　　　〒７０１－４２４６

　　　　　瀬戸内市邑久町山田庄８６２－１

　　　　　電話番号　０８６９－２２－２９４０